

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月6日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 7,106,036,664円
	(注) 募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものといたします。 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月5日に提出した有価証券届出書及び同月30日に提出した当該有価証券届出書の訂正届出書の記載のうち、第9回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の基準日である平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が判明し、本新株予約権の発行数が確定したことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて」においては、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追加箇所を示すために付された_____ 罫は表示しておりません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	48,514,437個(新株予約権1個につき0.5株)
-----	-----------------------------

省略

6. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の基準日現在の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する当社普通株式の数を除く。)と同一の数とします。なお、上記の発行数は、当社の平成27年2月28日現在発行済株式数を基にしていますが、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式の総数(自己株式控除後)が変動する可能性があります。

後略

(訂正後)

発行数	48,671,484個(新株予約権1個につき0.5株)
-----	-----------------------------

省略

6. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の基準日現在の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する当社普通株式の数を除く。)と同一の数とします。

後略

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

前略

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,083,107,656円(本有価証券届出書の訂正届出書提出時の見込額) (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
---------------------------------	---

後略

(訂正後)

前略

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,106,036,664円 (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
---------------------------------	--

後略

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,083,107,656	25,000,000	7,058,107,656

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書の訂正届出書提出時の見込額である。

2. 基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式総数(自己株式控除後)が変動する可能性があるため、実際の手取金の額は変動を生ずる可能性があります。

また、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。そして、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

後略

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,106,036,664	25,000,000	7,081,036,664

(注) 1. 上記払込金額の総額は、当社の基準日現在(平成27年3月31日)の発行済株式総数から自己株式数を控除した数と同一の数となる新株予約権の数48,671,484個に、新株予約権1個の行使に際して払い込むべき金額を乗じた額である。

2. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。そして、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

後略

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

前略

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について > (注)

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
新規投資資金	7,058百万円	平成27年6月～平成28年3月

後略

(訂正後)

前略

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について > (注)

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
新規投資資金	7,081百万円	平成27年6月～平成28年3月

後略

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」の第153期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年3月5日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年3月5日）現在において判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(7)省略

(8) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成27年3月5日開催の当社取締役会決議により第9回新株予約権の発行を決議しましたが、当該発行決議により発行される第9回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は24,257,218株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は50%となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合および本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」の第153期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月6日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月6日）現在において判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(7)省略

(8) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成27年3月5日開催の当社取締役会決議により第9回新株予約権の発行を決議しましたが、当該発行決議により発行される第9回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は24,335,742株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は50%となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合および本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。